

## 「臨床心理士」各位へのお知らせ

平成26年4月28日

公益財団法人

日本臨床心理士資格認定協会

業務執行理事会

このたび、心理師（仮称）の国家資格を議員立法によって制定しようとする作業が進められていることは、ご存知のことと思います。

この資格を推進する三団体（臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合）が提示している資格案について、本協会は、現状の臨床心理士の専門性を低下させるという懸念や、医療との関係の難しさを、臨床心理関連四団体会議（日本心理臨床学会、日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士養成大学院協議会）の度毎に、繰り返し主張してきました。

しかし今回、三団体案を受けて議連に提出された骨子案は、以下の2点において、その懸念が杞憂ではなかったことを示しています。その2点とは、（1）学部卒でも資格を取れるという条件が入ることは、心理職の実力を引き下げる要因となる、（2）医療関係分野の業務が重視されているので、心理職の汎用性が保てなくなる、ということです。

このような現状に対してどう対処するか、本協会は次なる方策を、関連機関と共に検討し、臨床心理士がより高い水準の資格として継続する姿勢を堅持しています。なお、「臨床心理士」名称の引き続いての使用は、当然のこととして文部科学省にも確認しています。

臨床心理士各位におかれましては、心理臨床の業務と研鑽にますます励まれますよう、お願い申し上げます。